第５章　規制緩和の流れと規制の現状

非製造業のうち医療サービス（福祉、看護、介護を含む）、教育、電力や水道などエネルギー及び水関連の各分野において、外資系企業の参入は極めて少ない。これは外資系企業に対する参入障壁を論ずる前の問題として、営利団体の民間企業が参入を制限する規制が存在していたことに由来する。第 5 章では、医療分野、教育分野、福祉分野、エネルギー及び水関連分野（電力・ガス・水道・下水道）の非製造業の 4 分野について、主な規制および規制緩和の現状を把握し、今後に向けた施策をあげる。併せて、規制緩和の取り組みが進む事例を紹介する。

規制緩和措置は構造改革特区においてのみ実施される限定型、試行型のケースが多い。また、株式会社の参入を認めているケースでも、完全自由化には至らず、その他の規制要件が参入障壁として機能していることが確認された。規制緩和の進展度を俯瞰すると、エネルギー及び水関連分野が最も進み、医療分野、教育分野が遅れている。

個別に見ていくと、まず、医療分野は全国の約 3 割の病院が赤字経営に陥っており、経営の効率化や安定化、サービス向上のため、株式会社の病院経営参入を認めるべきとの意見も多い。国民が将来にわたって、快適で適正な医療サービスを受けるため、医療法における「非営利の原則」に対し、構造改革特区における株式会社の参入の事例などを積み重ね、あるべき民間参入のモデルを示す時期にある。

教育分野は、構造改革特区において株式会社や特定非営利活動法人等による学校経営が解禁された。依然、厳しい施設要件と教育指導要領の準拠のカリキュラムが参入の足かせとなるが、競争格差や基礎学力の低下問題に配慮しつつも、個性や能力に応じた競争的環境の基盤整備を一層進めることが、教育の現場で選択の幅の広がりを生み、民間参入への鍵となる。

福祉分野は、介護の面で老人ホーム開設促進や、サービスの質の確保を目的とした規制緩和が柱となっている。構造改革特区では、公設民営、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）の各方式による株式会社の参入が容認された。保育は、幼稚園・保育所の一元化、待機児童数の減少や休日・夜間保育の充実を図ることに重点を置き、すでに株式会社の参入が始まっている。現状は、利益の使途制限、助成対象の制限が限られるなど、新設園は予想より低い位置にとどまっている。市町村が財政難から民間に開放する動きもあり、企業参入について地方自治体の発想を変えるなど進化が求められている。

エネルギー及び水関連分野（電力・ガス・水道・下水道）は、規制緩和による小売自由化範囲の拡大、民間への事業の売却・委託、新規参入者への配慮等が開始されている。電力は高圧までの自由化、小売事業の自由化、風力発電の規制緩和が実施され、ガスでは産業構造改革から家庭用を含む小売自由化、パイプラインの第三者利用解放への動きが見られる。水道・下水道は管理運営業務の民間企業委託の事例が報告されている。同分野において、こうした取り組みが真価を発揮すれば、外資系企業にとって参入障壁の緩和につな

がる流れが創出される。

１．規制緩和の現状概観

(1)医療分野の規制緩和と企業の投資促進について

医療分野における規制緩和の取り組みは、患者である国民が快適で適正な医療サービスを受けることを目的としており、主な取り組みとしては、株式会社による病院経営参入についての規制緩和と、保険適用診療と保険外診療を組み合わせる混合診療の規制緩和があげられる。

混合診療については現在、高度先進医療のみ認められているが、これは規制自体の見直しではなく、最先端の医療を受けやすくするのが目的であり、その病院も全国で約 120 と限られている。今後は、一定の基準を満たす病院ならば自由に保険外診療を併用できるような改革の推進が必要といえる。

また、企業の投資促進の観点から、株式会社による病院経営参入についての規制緩和は注目すべき点であるが、医師会や厚生労働省などの合意が得られず、措置内容としては「民間企業経営方式などを含めた医療機関経営のあり方」を検討するにとどまり、依然、参入障壁は高い。今後は、構造改革特区における株式会社の参入（現状では高度医療における自由診療の分野のみ）の状況を見ながら検討を進めていくこととなる。

参入障壁となる規制の根本には、医療法第 7 条第 5 項における「非営利の原則」があげられるが、全国では約 3 割の病院が赤字経営となっており、経営効率や安定化、サービス向上のためには株式会社の病院経営参入を認めるべきだとの声も多い。国内における新規参入への門戸が開かれ始めたばかりの医療分野では、外資系企業の参入にはまだ多くの時間を要するだろう。

(2)教育分野の規制緩和と日本の教育システムの改革

教育分野では、地域を限定して規制緩和を行う構造改革特区での、株式会社や特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等による学校経営が解禁された。文部科学省は当初「教育に利益追求はそぐわない」と株式会社の参入を拒否したが、情報公開などを条件に容認に転じた。

また、学校教育法など教育に関する関連法の大幅な改正が予定されており、これまで個人の学習理解度を問わずに一律で進められてきた一律平等主義と画一的なしくみに基づく日本の教育の枠組みを改めて、子供の個性や能力に応じた競争的環境へ向けての基盤整備が進められることになる。特に外資系企業が参入する際の大きな障壁として、厳しい施設要件と教育指導要領に準拠しない独自のカリキュラムが組みにくい点があげられるが、今後の法改正によってどの程度これらの規制が緩和されるかが、外資系企業の参入推進のための鍵となるだろう。

ただし、学校間に競争が生まれ、教育選択の幅が拡大するのは、これまでの横並びの教育システムを打破する意味で歓迎すべきであるが、半面、競争による格差や基礎的な学力の低下を加速させる恐れもあり、特区から全国へと広げていく段階では、その点に考慮した検討が必要である。

(3)福祉分野の規制緩和と企業の投資促進について

介護に関しては、これからの超高齢化社会を見据えた老人ホーム開設促進のための規制緩和や、介護サービスの質の確保を目的とした規制緩和が大きな柱となっている。現在では老人福祉法により株式会社の特別養護老人ホームの経営参入は認められていないが、2003 年 4 月からは、構造改革特区において公設民営方式やＰＦＩ方式による株式会社の設置および経営参入が容認されるようになった。今後はそれらの経営の状況や、施設体系の在り方などを見直しつつ、全国的な取り扱いについての検討を進める予定になっている。

なお、東京都杉並区が少人数制のケアハウスの建設・運営で、ＰＦＩ方式による公設民営を導入、愛知県高浜市でも同様の取り組みを始めたが、特別養護老人ホームは施設設備費がかさむため二の足を踏む事業者が多い。企業が参入するには、資金面でも補助金・税金面でも依然、障壁が高いのが現状である。

保育に関しては、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、幼稚園・保育所の一元化を推進することと、地域のニーズに応じて待機児童数の減少や休日・夜間保育の充実を図ることに重点が置かれている。2000 年 3 月 30 日から株式会社の参入が始まっているが、利益が出ても使途制限があり、また助成対象が限られていることなどから、この 4 年間で企業などが新しく開設した認可園や公設民営園は約 200 園にとどまっている（出所：日本経済新聞 2004/3/12）。逆に、保育を担う市町村が財政難から公立保育園を見直して民間企業などに開放する動きもあり、今後は様々な形態での企業の参入が求められている。

(4)垣根を越えたエネルギーの創造と適正なルールづくり

各地で規制緩和による小売自由化範囲の拡大と民間への事業売却、新規計画の見直しが進んでおり、電力では高圧の自由化、電力小売事業の自由化、風力発電の規制緩和が、ガスでは産業構造全体の改革から家庭用を含む小売自由化、パイプラインの第三者利用の解放へという動きが見られる。

また、燃料電池自動車向けの水素供給ステーションの実用化に向け、様々な企業間で競争が激化。水素は幅広い分野での需要が期待できるが、現在のところ、安全の観点から数々の厳しい規制に阻まれているため、安全を維持した上でさらなる規制緩和が求められている。このようにエネルギー分野の垣根を越えた展開は、複数の事業分野にまたがるため、適切なルールの一刻も早い整備が必須とされている。

水道・下水道においては、規制緩和を受けて民間企業への委託が加速するものと見られ

ている。

２．医療分野

（1）規制および規制緩和の現状

①設置および運営主体に関する制限

・病院の開設は、医師や歯科医師でないものが行う場合は開設地の都道府県の許可が必要である。

・営利目的では開設の許可が与えられない。

・医療法人の理事長は、医師または歯科医師の理事が行わない場合は都道府県知事の認可が必要である。

・病院はその病床の種類に応じ、医師、看護師らの従業員の配置数が決められている。

②事業活動に関する制限

・医療保険の給付を受けることができるのは、厚生労働大臣の指定を受けた保健医療機関等で療養をする場合のみである。

・医療費は、検査や治療内容ごとに設定されている診療報酬の合計額であり、保険の適用がある場合は 3 割を自己負担する。ただし、一連の治療の中に保険の適用ができない部分がある場合は、検査や入院などすべてにおいて保険は非適用となる。

③医療機関の広告に関する規制

・病院や診療所などの広告は、従来、診療科や診療時間などの基本的情報に限られていたが、2002 年度より患者数や平均在院日数、学会が認定する専門医の有無などの情報の明示が可能となった。しかし、患者の死亡率など治療成績は対象外となっている。

④医療法人に関する制限

・医療法人は、業務を行うための資産が必要であり、病院を開設するためにはその資産の総額の 100 分の 20 に相当する額以上の自己資本が必要である。

・医療法人は剰余金の配当が禁止されている。

・医療法人に営利を目的とする株式会社が出資することは認められているが、議決権行使は認められていない。すなわち株式会社が病院の設置および運営を行うことは、非営利の原則に基づき認められていない。

・医療法人の付帯業務は医療関係者の養成、一定の在宅福祉事業などに制限されている。

・民間病院のうち公益性が高いとされる特別医療法人は、出資者個人が法人財産の持ち分

をもたないという制限のほか、差額ベッドの割合や料金にも上限が設けられている。

⑤外国人医師に関する規制
・臨床修練中の外国人医師などが行う診療に対しては報酬を支給しない。

（2）規制緩和の今後の施策
「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（出所：内閣府・2004/3/19 日閣議決定資料)」で発表された今後の施策は以下の通り。

①情報の公開に関する取り組み
・医療分野における個人情報の保護に関する法律の全面施行とガイドラインの作成【2004 年度措置】
・ＥＢＭ (Evidence -based Medicine：根拠に基づく医療)をより一層推進させるため診療ガイドラインの作成支援（重点計画）【逐次実施】
・医療提供者に関する業務内容、専門分野、診療実績などの情報の公開【逐次実施】
・医療提供者に関する財務・会計面での徹底的な情報の公開（重点計画）【逐次実施】
・患者本位の医療サービス実現のための広告規制の緩和【2004 年度将来のネガティブリスト化を視野に入れた検討】
・医療機関に関する広告規制の緩和【2004 年度措置】

②ＩＴ化の推進による医療事務の効率化と質の向上に関する取り組み
・医療分野の IT 化に関するグランドデザインの推進【逐次実施】
・オンラインによるレセプト（診療報酬明細書）請求原則化のための条件整備と実現に向けた措置（重点計画）【全国の病院レセプトについて 2004 年度 5 割以上、2006 年度 7 割以上の電算処理システムの導入の確実な達成など】
・審査支払期間から保険者への電子的手法によるレセプト提出が可能となるよう措置（重点計画）【2004 年度検討・結論・その後速やかに措置など】
・電子レセプトの規格の充実・強化および使用の普及促進（重点計画）【2004 年度措置など】
・医療の質の向上のためのレセプトデータの活用（重点計画）【逐次検討】
・電子カルテシステムの普及、医療用語・コード・様式の標準化を図り、普及の徹底などを推進（重点計画）【逐次実施など】
・複数の医療機関による患者情報の共有と有効活用【逐次実施】
・電子カルテなど診療情報の医療機関外での保存認可【2004 年度措置】
・高度な医療サービス提供のため遠隔医療などＩＴ化の推進【推進、逐次実施】
・医療用具の製品標準書などの電子媒体での利用認可【2004、2005 年度措置】

③保険者機能の充実・強化
・保険者の自主的運営のための規制緩和などの措置【逐次実施】
・保険者による調剤レセプトの審査・支払についての検討（重点計画）【2004 年度結論】
・保険者と薬局との協力関係の構築についての検討（重点計画）【2004 年度結論】
・2,000 点未満の調剤レセプトの再審査請求不能の見直し（重点計画）【2004 年度結論】

④診療報酬体系の見直しなど
・公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し（保険診療と保険外診療の併用を早急に推進）【逐次実施】
・競争政策の観点からの医療費体系の見直し【逐次実施】
・医療費体系の在り方についての検討【逐次実施】
・診療報酬点数算定ルールの簡素化、明確化（重点計画）【逐次実施】
・医療や薬の価格決定方法の見直し【逐次実施】
・医療費出来高払いから包括払い・定額払い制度への移行の促進（重点計画）【逐次実施】

⑤経営の近代化、派遣規制の見直しなど
・株式会社などによる医療経営の解禁（構造改革特区においては、自由診療で高度な医療に限り株式会社の開設を認める法令の改正）【逐次検討、特区においては 2004 年度法案成立後、公布】
・医療機関経営に関する規制の見直し（今後、民間企業経営方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討）【2004 年度検討】
・国立病院、社会保険病院、厚生年金病院、労災病院などの病院における民間参入の推進【遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論など】
・医療機関への医療資格者の派遣規制の見直し【逐次実施】
・専門職医療従事者の充実についての方策検討、措置【逐次実施】
・事業活動の透明化、効率的経営のための会計基準の検討【2004 年度措置】

⑥医薬品に関する規制の見直しなど
・医薬品販売に関する規制緩和【逐次実施】
・医薬品 350 品目について医薬部外品として一般小売店における販売を認める措置【2004 年早期に措置】
・治験実施体制の整備の促進、治験の質向上を含め総合的な体制の整備・推進【逐次実施】
・患者が医薬品情報を十分に入手できるような情報提供の促進【逐次実施】
・後発医薬品の使用の促進【逐次実施】
・新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和【2004、2005 年度措置】
・医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係わる許可制度の届出制度への変更【2004、

2005 年度措置】
・医薬部外品に関する審査センターなどにおける判断の統一化【2004 年度措置】
・化粧品に係わる品目リストの国際整合性の推進【2004 年度措置】
・医療用医薬品に関する患者への適切な情報提供の実用化【2004 年度中に結論、2005 年の早期に措置】

⑦教育、臨床研修、資格に関する規制の見直し
・国家資格を取得した外国人の就労制限の緩和（重点計画）【逐次実施】
・外国人の介護福祉士およびあん摩マッサージ指圧師の就労制限の緩和（重点計画）【逐次実施】
・外国人の医師・看護師国家資格の取得要件の緩和、明確化（重点計画）【2004 年度措置】
・外国人医師などの相互受入時の国家資格の取得要件の緩和（重点計画）【逐次実施】
・看護師等養成所の外国人受入定員規制の緩和（重点計画）【2004 年度措置】
・臨床能力向上のための医学教育と卒後臨床研修の充実【逐次実施】
・医療従事者の質の確保のための環境の整備【逐次実施】
・医師の臨床修練制度の充実（重点計画）【2004 年早期に措置】
・医師などの相互受入協定の締結の推進（重点計画）【逐次実施】

⑧そのほか（救急医療、小児医療、医療事故対策など）
・医療機関新規参入のための規制の緩和【適宜実施】
・地域医療計画（病床規制）の見直し【2004 年度検討、2005 年早期に措置】
・非医師による自動体外式除細動器（AED）の使用の条件付き容認【2004 年度措置】
・医療法での人員配置基準の充足率改善のための施策【逐次実施】
・地域医療支援病院の承認要件などの緩和【2004 年度措置】
・救急医療体制、効果的な連携についてなどの整備、再構築【逐次実施・検討】
・小児医療（小児救急）の充実や小児科医の確保の推進【検討・逐次実施】
・医療事故防止システムの確立【検討・逐次実施】
・ゲノム医療の積極的推進と国内体制の充実【検討・逐次実施】

（3）規制緩和の取り組み事例
①構造改革特区における取り組み
・長野県が医療分野で特区構想を提案（出所：日経産業新聞 2003/1/27）。
・安川電機と北九州市がリハビリテーション用ロボットの普及に乗り出す(出所：日経産業新聞 2003/11/25)。
・医療法人健育会はポピンズコーポレーションと組み、株式会社方式の小児救急病院設立を特区申請（出所：日経産業新聞 2003/12/5）。

・茨城県つくば市では医療バイオやナノテクノロジー（超微細技術）など広範な先端分野を基盤としたベンチャーが急増（出所：日経産業新聞 2004/3/22)。

②全国での取り組み
・株式市場から資金調達をする試みとして、医療法人の役員らが設立した病院関連会社を共同持ち株会社方式で統合し、上場させる構想を医療法人天宣会が提唱。他の医療法人関係者と交渉を始める（出所：日本経済新聞 2003/5/9）。
・医療関連システム開発のアピウスは電子カルテ事業の技術者を倍増した（出所：日経産業新聞 2003/1/14）。
・メディカル・コンシェルジュは 2003 年末から 2004 年 3 月までに約 1,000 人の看護師を募集し、2004 年 3 月の紹介予定派遣解禁に備える（出所：日経産業新聞 2004/3/5)。
・ライオンは一部大衆薬の薬局・薬店外での販売規制緩和に備え、2004 年後半から 2005 年にかけて新たに 10 アイテムほどを追加発売する（出所：日経産業新聞 2004/4/22)。
・医療法人薫仙会のセントラルキッチン（病院の給食工場）が 2003 年 6 月に本格稼働（出所：日本経済新聞 2003/5/9）。
・医療法人協会では、病院や診療所の資金調達の道をつくる「医療機関債」の促進事業に着手（出所：日本経済新聞 2003/5/9）。

３．教育分野

（1）規制および規制緩和の現状

①設置および運営主体に関する制限

・学校とは公的性質をもつもので、国や地方公共団体のほか、法律に定める法人のみが設置できる。

・学校の設置者は、学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除き、学校の経費を負担する。

・公立学校の管理運営を株式会社などに委託する公設民営学校は、義務教育では認められない。

②事業活動に関する制限

・大学の校地面積（附属病院以外の附属施設用地および寄宿舎の面積を除く）は、収容定員上の学生１人あたり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

③補助金等の優遇措置を受けるための要件

・公金その他の公の財産は、公の支配に属さない教育事業に対して、支出または利用してはならない。

・国および地方公共団体は、私立学校教育であっても教育の振興上必要と認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し必要な助成ができる。

・国は、大学・高等専門学校を設置する学校法人に対し、教育・研究に係る経常的経費の2分の1以内を補助できる。

④学校法人に関する制限

・学校法人を設立しようとする者は、文部科学省令で定める手続きに従い、その設立を目的とする寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

・校地が、原則として基準面積の2分の1以上が自己所有、残りが20年以上使用できる保証のある借用である場合、施設および設備の一部が負担付きまたは借用のものでも差し支えない。

⑤その他の制限

・幼稚園の入園は満3歳の誕生日以降とする。

⑥構造改革特区での措置
・株式会社や特定非営利活動法人(ＮＰＯ法人)による学校設立が可能。
・学校設立には都道府県知事の認可が必要だが、特区では認可権限が市町村長に移る。
・株式会社が運営する学校は、敷地や校舎を自己保有する必要がなく、賃貸で学校を設立できる。
・学校法人なら通常受けられる補助金が､株式会社による学校経営の場合は受けられない。
・株式会社の学校が倒産した場合、学生の他校への転籍仲介などのセーフティーネット（安全網）は自治体が中心になって担当する。

（2）規制緩和の今後の施策
「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（出所：内閣府・2004/3/19 閣議決定資料）」で発表された今後の施策は以下の通り。

①教育主体等
・学校法人の設立用件については、特区の特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたが、全国的な緩和について特区の状況も踏まえて検討（重点計画）【2004 年度措置】
・事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ学校法人会計基準を改正【2004 年度措置】
・学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針を説明した事業報告書の公開を法律で義務付け【2005 年 4 月施行予定】
・国立大学法人の中期目標・中期計画においては、数値目標の設定なども含め可能な限り具体的にし、評価基準も明確化【速やかに結論】
・国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、十分な機能・役割を果たしていないと評価された場合、組織の見直しについて、大学改革の一環として速やかに検討し結論を得る【最初の中期目標終了時までに速やかに結論】
・公立学校の民間への包括的な管理・運営委託（重点計画）【中央審議会での検討の結論を踏まえ 2004 年度以降引き続き検討・速やかに結論】
・株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況について速やかに評価実施（重点計画）【2004 年度以降検討】

②初等・中等教育
・文部科学省においては、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第 159 回国会に提出【2005 年度 4 月施行予定】
・高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導につ

いて、また、年齢の取り扱いも含めた学校教育制度を弾力化【2004 年度から検討開始】
・高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方を検討【2004 年度結論・2005 年度措置】
・学校の自己点検評価については、各学校において評価項目などを適切に定め、年 1 回程度の自己点検評価を実施し、評価結果を公表【2004 年度検討・結論】
・コミュニティ・スクールは、学校経営について学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方、「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うなど、地方公共団体によって設置【2004 年度措置】
・文部科学省は、2005 年 4 月のコミュニティ・スクール開校に向け、設置手続、「地域学校協議会」の権限と責任の在り方について等の法律改正案を速やかに国会に提出【2004 年度措置】
・加配教員制度については、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用【2004 年度措置】
・特区における市町村費による教職員配置の導入については、都道府県が市町村に対して費用分担を含めた協力をし、少人数学級編制に向けて、市町村立学校教職員給与負担法の規定を見直し【2004 年度検討・結論】
・公立小・中学校の教科書の採択地区は、市もしくは郡の区域またはこれらを合わせた地域とされているが、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化を検討【2004 年度以降検討・逐次実施】
・在留外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導の教員の配置や、母国語を用いた指導協力者などの施策を検討【逐次実施】
・文部科学省、厚生労働省は、幼稚園と保育所の一元化について、地域のニーズに応じ就学前の教育・保育を一体としてとらえた総合施設を設置【2005 年度措置】
・2004 年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者の判断に基づき、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷凍して保存し、必要時に再加熱するシステム）の導入が可能であることを明確化【2004 年度措置】
・職員の健康診断については 6 月 30 日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により適切な時期を定めて行うことを可能とする【2004 年度措置】
・外国の大学の学生が夏期休暇などを利用して、我が国の小中学生に対して国際文化交流に関わる講義を行う活動に対し、「特定活動」の在留資格を決定【2004 年度措置】

③高等教育
・大学設置基準第 2 条の 2 における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知などにおいて明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を公開することを促進【2004 年度措置】
・大学の情報公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を

講ずる【2004 年度以降継続的に実施】
・大学・学部・学科の設置認可の弾力化について、2003 年度から施行された制度改正の実施状況などを踏まえて検討（重点計画）【2004 年度以降検討・速やかに結論】
・大学の認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討し、その内容を認証基準において定める【2004 年度までに検討・措置】
・中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、複数の評価機関の評価に基づいて多様な観点から実施することについて検討【国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時までに措置】
・大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保のため、セーフティネットを整備【2004 年度結論】
・海外から進出する大学など、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方を検討【2005 年度までに結論】
・学校法人が大学・学部などを設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設や設備の整備や経営に必要な財産の保有を承認【2004 年度措置】
・18 歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度について【2004 年度から検討開始】
・文部科学省、外務省においては、各外国人留学生支援制度に関する関係省の連携を図る【2004 年度措置】
・世界各国から多様性のある留学生の確保に努める【2004 年度措置】
・質の高い学生が我が国を留学先として選択するよう、他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築【逐次実施】
・受け入れた留学生についても、優秀な留学生の就学意欲向上のための仕組みを構築【逐次実施】
・国費外国人留学生制度に係る手続を改善【2004 年度措置】
・渡日前入学許可推進のため、日本留学試験については、その実施国・都市を拡大【逐次実施】
・親日派人材育成のための留学後のアフターケアをさらに充実【逐次実施】
・専修学校の校舎面積基準の弾力化を図る【2004 年度措置】

④研究開発等
・国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、休業制度を認めるなど、資質向上のための機会を拡大【2006 年度までに措置】
・国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究などの扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにする【2004 年度措置（受託研究については措置済)】
・大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者の交流を推進【措置・継続的推進】
・大学職員については、大臣告示の見直し(2003 年厚生労働省告示第 354 号)により「大学における教授研究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったことの周知徹底【適宜実

施】
・国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認【2004 年度中に結論】
・競争的研究資金制度の改善。内容は、研究費交付時期の早期化、費目間の振替の弾力化、不正使用者への制度等【2004 年度措置】
・経済産業省においては、地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書を簡素化【2004 年度措置】
・経済産業省においては、研究開発の補助金のテストピースなど保管規定の廃止について実施要領を改正【2004 年度措置】

（3）規制緩和の取り組み事例

①株式会社学校についての事例
・情報技術（ＩＴ）関連の人材育成のデジタルハリウッド（東京都千代田区）、構造改革特区での学校設立で文部科学省から初の認可（出所：日経産業新聞 2004/3/8）。
・学習塾・大検予備校運営のウィザスが 2005 年 4 月、茨城県高萩市に広域制通信高校「ウィザス高校」を設立する。株式会社による高校設置は全国初の試み（出所：日本経済新聞 2004/3/31）。

②その他、特区での事例
・構造改革特区の第 4 次認定に、「水戸市幼・小・中英会話教育特区」をはじめ茨城県内 5 特区が内定。第 4 次までに認められた県内の特区は合計 10 となった（出所：日本経済新聞 2004/3/17）。
・兵庫県の尼崎計算教育特区（尼崎市）認定。小学校でそろばんによる教育を実施し、計算の基礎的知識の習得を目指す（出所：日本経済新聞 2004/3/17）。
・金沢市は、政府から「『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区」認定の内示を受けたと発表（出所：日本経済新聞 2004/3/17）。
・群馬県太田市の英語教育特区校に来春入学予定者の「プレスクール」が 5 日開校。172 人入学、市外からが半数超す（出所：日本経済新聞 2004/4/06）。
・インターネットを利用して通信教育だけを行う大学や大学院の設置基準を、構造改革特区に限って大幅に緩和する方針（出所：日本経済新聞 2004/4/21）。

４．福祉分野

（1）規制および規制緩和の現状

①特別養護老人ホームの設置および運営主体に関する制限

・都道府県は老人福祉施設を設置することができる。

・市町村は決められた事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを設置することができる。

・社会福祉法人は都道府県知事の認可を受けて養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを設置することができる。

・構造改革特区では、特別養護老人ホーム不足地域であれば公設民営方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営が可能である。

・構造改革特区では、特別養護老人ホーム不足地域であればＰＦＩ（民間資金等活用事業）方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営が可能である。

②特別養護老人ホームの補助金等の優遇措置に係る要件

・特別養護老人ホームの設置や経営主体において補助金などの優遇措置を受けるには、公金を利用しない場合である。

・国または地方公共団体は必要に応じて社会福祉法人に対し補助金を出したり、有利な条件で貸し付けたりできる。

③社会福祉法人に関する制限

・社会福祉法人は社会福祉事業を行うための資産が必要である。

・社会福祉施設を経営する法人は、すべての施設の用地を基本財産とする。

・解散した社会福祉法人の残余財産は、帰属すべき者に帰属するが、それにより処分されない場合は国庫に帰属する。

④認可保育所の設置および運営主体に関する制限

・保育所の設置認可を行う場合、社会福祉法人など設置者の類型を勘案しつつ、それぞれに定められた資金収支計算書および資金収支内訳表を作成すること。

・保育所を経営する事業は、資金収支計算書および資金収支内訳表を作成するとともに、各施設ごとに経理区分ならびにそれらの積立預金明細表を作成すること。

⑤認可保育所の補助金等の優遇措置に係わる要件

・保育所の設置や経営主体において補助金などの優遇措置を受けるには、公金を利用しない場合である。

・国または地方公共団体は必要に応じて社会福祉法人に対し補助金を出したり、有利な条件で貸し付けることができる。
・民間施設給与等改善費は、配当に対する支出を行っている保育所については対象とならない。
・保育所運営費の経理については、経理等への支出の合計額が民間施設給与等改善費加算額を超えている場合は、運営費の使途や管理・運営について収支計算分析表の提出が必要となる。

（2）規制緩和の今後の施策

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（出所：内閣府・2004/3/19 日閣議決定資料）」で発表された今後の施策は以下の通り。

①介護に関する取り組み
・痴呆性高齢者に対する適切な介護の研究の強化、推進【逐次実施】
・在宅患者に対するたんの吸引等介護職の業務範囲などについての検討、明確化【逐次検討・結論】
・在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡の検討【2004 年検討、結論】
・利用者保護のための監視体制の構築【逐次実施】
・介護サービスの質の向上のための取り組み【逐次実施】
・介護支援専門員の在り方についての検討、措置【逐次実施】
・ＰＦＩ法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ：民間の資金などを活用して公共施設の整備促進をはかる法律）を活用した公設民営方式の推進【逐次実施】
・株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁（構造改革特区における公設民営方式やＰＦＩ方式による株式会社の経営の状況などを見ながら全国における取り扱いを検討：民間人からなる委員会を 2003 年 7 月中に設立、問題なければ速やかに全国規模の規制改革へ）（重点計画）【逐次検討、逐次実施】
・介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進など【逐次実施】
・保険者による介護保険施設定数の調整【2004 年度検討・結論】
・有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取り組みの充実【2004 年度検討・結論】
・介護サービスの質の向上のための高齢者介護の新しい仕組みの在り方の検討（重点計画）【2004 年度科学的・実証的研究の開始、2005、2006 年度逐次実施】
・介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化【2004 年度一部措置、次期介護保険全般の見直しに併せ検討・結論】

②保育に関する取り組み
・公立保育所の民間への運営委託などの促進【逐次実施】
・保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入【可否について長期的に検討】
・保育サービスに関する情報の一体的提供の推進【逐次実施】
・保育所などに関する情報公開、第三者評価の推進【逐次実施】
・夜間保育、休日保育の推進【2004 年度新エンゼルプランに基づき計画的に推進】
・認可保育所の定員基準や設置基準等の見直しの検討およびその周知徹底【逐次実施】
・認可保育所の経営主体や施設基準の規制緩和措置についての地方自治体への周知徹底【逐次実施】
・認可外保育施設に対する指導監督の徹底【逐次実施】
・保育所などの受入児童数の拡大【逐次実施】
・幼稚園・保育所の一元化（重点計画）【逐次実施】
・放課後児童の受入体制の充実【2004 年度新エンゼルプランおよび「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づき計画的に推進】
・地域子育て支援センター事業のＮＰＯ法人への委託の容認【2004 年度措置】
・新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認【2004 年度措置】
・株式会社、ＮＰＯ法人などによる児童館の設置および運営の解禁【2004 年度措置】
・保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認【2004 年法案成立後公布、2005 年 4 月施行予定】
・多様な保育サービス制度の拡充【2004 年度措置】

③障害者施策に関する取り組み
・公共交通機関等のバリアフリー化の推進、情報バリアフリー環境の整備推進【逐次実施】
・障害者福祉制度の改革【2004 年度検討・結論】

④社会福祉法人に関する取り組み
・社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し【必要に応じて逐次実施】
・多様な形態の社会福祉法人の在り方の見直し【2004 年度措置】
・社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進【必要に応じて逐次実施】
・社会福祉協議会の役割の見直し【必要に応じて逐次実施】

⑤年金に関する取り組み
・公的年金の相互協定の対象国の拡大【逐次実施】
・国民年金の徴収事務などの民間委託など効率的徴収のための見直し【2004 年度措置、逐次実施】
・ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイド

ラインの策定【2004 年のできるだけ早い時期に措置】

（3）規制緩和の取り組み事例

①構造改革特区における取り組み

・神奈川県大和市の「みんなで進める地域福祉特区」では、ＮＰＯ法人などが有料で高齢者や障害者らを送迎できるよう規制を緩和する。独り暮らしの高齢者向け配食サービスなど市とＮＰＯ法人の共同事業を増やす（出所：日本経済新聞 2003/4/12)。

・岡山県では、「福祉移送特区」の認定を受け、ＮＰＯ法人などによる車いす使用者の有料移送計画を審議する「有償運送運営協議会」を 5 月に設置する。道路運送法では交通の便が悪い山間地での運行などに限り、自家用車での有料移送を認可している。特区ではＮＰＯ法人や社会福祉協議会が直接申請し、自家用車で有料移送できるよう規制を緩和する（出所：日本経済新聞 2003/4/24)。

・愛知県高浜市では、高齢者と知的障害者がともに利用可能な福祉施設をＰＦＩ方式で建設する。現在、介護保険が適用される高齢者向け福祉施設は対象者以外の利用が認められていないが、今回、ＰＦＩ方式での建築コストの削減と、福祉施設の有効活用をねらう（出所：日本経済新聞 2003/7/8)。

・2 歳児から幼稚園に入園できる「幼児教育特区」の認定を受けた埼玉県北本市は、2004 年度に 30～50 人の入園体制を整える（出所：日本経済新聞 2003/4/18)。

②全国での取り組み

・エルダーサービス運営のデイサービスセンターではレジャー施設のような機器がずらりとならぶ。民間企業の事業参入が活発になり、サービス内容も多様化した（出所：日経流通新聞 2003/4/30）。

・福祉分野の人材派遣会社、セントスタッフは看護師の人材派遣を始めた(出所：日本経済新聞 2003/6/16)。

・富山型の介護施設は障害の有無なく、幼児からお年寄りまで受け入れている。従来、小規模だと国の支援費の支給対象にならなかったが、3 月末に規制緩和され、支援を受けられるようになった（出所：日本経済新聞 2004/2/3)。

・東京都が独自の基準で無認可保育所に「お墨付き」を与える認証保育所が 10 月、100 カ所に達した。2001 年 8 月の第 1 号開設以来、予想を上回る勢いで増えている（出所：日本経済新聞 2002/10/14）。

5．エネルギー及び水関連分野（電力・ガス・水道・下水道）

（1）規制および規制緩和の現状

①電力

・大手電力会社以外の電力供給は、電気事業法により資本関係がある場合などに限定されている。

・企業進出を促すため、企業間での送電の規制は緩和されている。

・コージェネ導入には電気事業法の制約があり、1軒の利用者に1台の装置を設置しなければならなかったが、電力の売買、融通が自由になり、1つの大型施設を共同で利用できる。

②その他電力（風力発電、新エネルギー、企業間送電、環境・エネルギー産業創造特区）

・国土交通省は、港湾の洋上に民間の電力会社が風力発電機を設置することを認める。

・農林水産省は国有林内の土地を民間の電力会社に貸与または売却することを認め、危険がなければ風力発電機を設置するのに妨げとなる木々の伐採を認める。

・環境省はこれまで全国83カ所にある国立・国定公園では、風力発電機の設置を厳しく制限してきたが、基準を明確化し、基準に合うものは設置を認める。

・電力会社に新エネルギーの利用を義務付ける「新エネルギー利用特別措置法」が施行され、電力各社は2010年度までに新エネルギーの比率を3倍の1.35%に引き上げなければならない。

・資本関係などがない企業間でも自前の送電線による電力供給を認める。

・「環境・エネルギー産業創造特区」では電力小売り自由化範囲の拡大や自営線による電力供給の対象拡大、家庭用燃料電池などの規制緩和を求めている。

③ガス

・液体窒素などを扱う高圧ガス施設は高圧ガス保安法に基づき、原則年 1 回の保安検査が義務付けられている。

・都市ガスから水素を取り出し空気中の酸素と反応させて発電させる燃料電池を、家庭に設置するための規制緩和が2005年春頃、実施される。

・水素供給ステーションとガソリンスタンドへの併設が規制により難しいため、経済産業省は2004年度から燃料電池車の走行実験を通じて各省庁に規制緩和を求める。

④水道・下水道

・日本政府は自治体が水道事業の運営を民間に全面委託できるように規制を緩和する。

・上下水道の管理事業は、総務省が地方自治法を改正し、自治体が保有する上下水道などの公共施設を民間企業に管理委託できるようにする。

・厚生労働省は水道法を改正し、自治体が第三者に全面的に管理委託できるようにした。こうした規制緩和を背景に、民間企業への委託が加速すると見られている。
・水道管理業務の民間委託の規制緩和が進められている。

（2）規制緩和の今後の施策

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（出所：内閣府・2004/3/19 日閣議決定資料）」で発表された今後の施策は以下の通り。

＜電力＞

①電力の小売自由化範囲の拡大
・需要家が供給者に関する選択を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧（50ｋｗ以上の需要家：中小ビル・工場等）までを自由化【2006～7 年度検討・結論・措置】
・競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善（重点計画）【2004 年度速やかに評価開始】
・家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化（重点計画）【2004 年度速やかに評価開始】
・風力等の自然エネルギーによる電力小売事業や、燃料電池による需要家への電力小売事業については、需要家の規模にかかわらず可能とする（重点計画）【2004 年度直ちに措置】

②卸電力市場の整備
・振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備および、卸電力市場の整備【2004 年度措置】

③現行の接続供給制度に関する条件改善
・現行の接続供給制度について、「適正な電力制度に関する条件改善取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応、見直し【2004 年度逐次措置】
・同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえ、より柔軟な制度へ見直し【2004 年度措置】
・中立的な系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整について、引き続き既存電力会社が担わざるを得ない場合、独占力を行使することがないよう適切に制度設計【2004 年度措置】
・新規参入者の利用にあたっての透明性を向上するため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度を整備【2004 年度措置】
・接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を徹底【2004 年度措置】

④送電線整備・系統運用のルール整備

・既存電力会社や新規参入者が活発な競争を行い、卸電力市場が有効に機能するために、「連系送電線」の強化を始め、全国的視点からの送電線整備が行われる仕組みを整備【2004年度措置】

・これまでの地域独占と総括原価主義を前提とした送電線建設の費用負担のルールを、自由化市場の下での新たな仕組みに改定【2004 年度措置】

・送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力系統の運用ルールを作成することを確保【2004 年度監督】

⑤送配電設備建設の自由化

・自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、届出制の下、原則として自由な送電線建設を承認【2004 年度措置】

⑥系統運用に関するシステムの導入

・新規参入者が託送を円滑に利用できるよう、ネットワークのセキュリティにも配慮しつつ、電力系統に関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入【2005 年度措置】

⑦送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保

・託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方策を講ずる【2004 年度措置】

⑧非競争分野と競争分野の会計分離

・非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討【2004 年度措置】

⑨規制機関の独立性

・市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備【2004 年度措置】

⑩家庭用燃料電池の規制緩和

・家庭用燃料電池発電設備については、構造改革特別区域における特例措置の評価の時期等にかかわらず、小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置づけることにより、電気主任技術者の選任および保安規程の届出を不要に【2004 年度措置】

⑪エネルギー管理者の兼任の弾力化
・エネルギー管理者１人が管理するのに適当な設備・人員等の配備の見直し【2004 年度検討・結論、結論に応じ措置】

⑫電力特定供給事業の推進
・電力特定供給の許可事例についてホームページで周知【2004 年度措置】

＜ガス＞
①ガスの小売自由化範囲の拡大
・小売自由化範囲については、拡大スケジュールを明確にして早期にこれを実施【2004 年度一部措置（2006 年度一部措置)】
・ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等について、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始（重点計画）【2004 年度速やかに評価開始】
・自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討【2004 年度措置】

②ガス供給インフラの整備推進
・新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点においても分岐管を通じて自由に自由化部門へのガス供給を行うことを承認【2004 年度措置】
・新規パイプライン設置者について、一定期間、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置【2004 年度措置】

③既存のガス供給インフラの第三者への開放
・既存のパイプラインについて、大手都市ガス 4 事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大【2004 年度措置】
・ＬＮＧ基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある方法を検討【2004 年度措置】
・大手都市ガス 4 事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための仕組みを整備【2004 年度措置】

④ガス託送制度の改善
・卸託送制度を整備する等の改善【2004 年度措置】

⑤市場監視機構

・ガス市場の公正性を監視するための機関の検討【2004 年度措置】

⑥ガス産業全体の構造改革

・ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能になるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、ＬＰガス事業等の事業区分を見直し【逐次検討】

⑦一般ガス事業におけるガス熱量等の測定及び検査場所の緩和

・一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合に、一般ガス事業者からのガス供給の場合と同様、供給元の事業場を測定および検査の指定場所として承認【2004 年度措置】

⑧一般ガス事業者におけるガス熱量等測定時刻の緩和

・一般ガス事業者が行う供給ガスの熱量及び燃焼性の測定は、1 日 2 回の指定時刻での測定から、1 日 1 回の任意時刻の測定に変更【2004 年度措置】

⑨ガス供給区域規制の見直し

・供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行う特権を有している【逐次実施】

・供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を減少するための判断基準を設けたが、その運営を一層厳格に行い、未普及区域を排除する措置を講ずる【2004 年度措置】

⑩都市ガスにおける契約単位の見直し

・一構内、一建物内に会計主体が異なる部分がある場合でも、会計主体相互が生産工程、資本関係、人間関係等において密接な関係を有する場合は一契約として取り扱う（重点計画）【2004 年度措置】

＜その他＞

①公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備

・通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる分野横断的な競争に際して実効性のあるルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能になるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等を整備（重点計画）【逐次実施】

②インフラ整備の促進

・電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係わる規制について、インフラ整備を抑制している規制があればこれを緩和する等の措置を講ずる【実際上の必要性が生じた場合に検討】

（3）規制緩和の取り組み事例

①発電事業について

・東北福祉大学などと共同で発電事業に乗り出す仙台市では、2005 年度の電力供給開始を目指している（出所：日本経済新聞 2004/1/23）。

・新日本製鉄が北九州市の洞海湾南岸地区で電力事業を検討。洞海湾南岸地区では 4 月に認定を受けた「北九州市国際物流特区」により、資本関係などがない企業間でも自前の送電線による電力供給が認められることになった（出所：日本経済新聞 2003/5/31）。

・トクヤマは徳山製造所（山口県周南市）で自家発電設備を増強。最大出力を現状より 25,000 キロワットほど引き上げる。同製造所が立地する周南コンビナートは電力自由化事業の構造改革特区に認定されており、2003 年度中には近隣施設への余剰電力の供給を始める方針（出所：日本経済新聞 2003/7/9）。

②風力発電の増加

・山形県立川町は全国に先駆けて風力発電に取り組み「風の街」として知られる。

・北海道瀬棚町は国内初の海洋上での風力発電の試験運転を開始。

・北海道風連町は雪で冷やした空気で野菜貯蔵。電気代と二酸化炭素排出を削減。

・川崎市は東電と上水道 2 カ所に出力 160 キロワット級の発電機を年内に設置予定。

・広島県は最大出力 700 キロワットの小規模水力発電所を 3,000 万円で売却。

・愛媛県瀬戸町は三菱重工業との第 3 セクターで、年間 2,900 万キロワット時を発電。

・熊本県球磨地域 7 市町村では焼酎メーカーとの第 3 セクターで焼酎かすをプラント燃料の一部に活用（②すべて出所：日本経済新聞 2003/11/24）。

③ガス規制緩和による顧客サービス充実

・西部ガスは 2007 年度までの 5 年間の経営方針を定めた「西部ガスグループビジョン」を策定した。顧客サービスを充実させる「エネルギーコミュニケーション企業」を目指す（出所：日本経済新聞 2003/8/12）。

・機械、エネルギー各社、燃料電池車向け、水素供給システム競う／新日本石油、コスモ石油、東京ガス、日本酸素、日本エア・リキード、岩谷産業、昭和シェル石油、新日本製鉄、日東工器、日立インダストリイズ、日本製鋼所、荏原、住友商事 （出所：日本経済新聞 2003/2/1）。

④水道管理業務の民間委託

・「北奥羽広域水道総合サービス」（青森県八戸市）では水質管理システムのリース契約をトップスウォーター（東京都中央区、川西敏雄社長）に発注。また、ジャパンウォーター（東京都新宿区、水谷重夫社長）が広島県三次市から水道施設の管理運営事業を全国で初めて全面受託（出所：日本産業新聞 2002/12/19）。
・新日本製鉄が自治体から上下水道の運転・管理を受託する子会社「日鉄ウォーター」を設立（出所：日本経済新聞 2002/10/29）。